

第 6 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年6月24日（木）

行方郡合併協議会事務局

第6回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年6月24日（木）午後2時から午後4時7分

●場所：レイクエコー「大研修室」

●あいさつ

●議 事

（1）協議事項

- ①新市の事務所の位置について（継続）
- ②条例・規則等の取扱いについて（継続）
- ③事務組織及び機構の取扱いについて
- ④広報広聴関係事業について

（2）提案事項

- ①一部事務組合等の取扱いについて
- ②地方税の取扱いについて
- ③納税関係事業について
- ④環境関係事業について

（3）その他

●出席委員（34名）

会長 横山 忠市	副会長 伊藤 孝一	副会長 坂本 俊彦
酒井 勝男	原 延征	高野 貫一
平野 晋一	齋藤 一男	成嶋 常松
茂木 正治	宮内 守	埴 仁
磯山 信也	磯山 茂男	橋詰 芳明
山崎 實	宮内 勲	鈴木 忠芳
羽生 勇	山崎 和久	坂本 瑞夫
兼平 佳子	真家恵久子	大曾根輝江
大川 久子	河野 秀雄	阿部 君子
篠塚 一郎	額賀 宏	栗又 敏治
		大崎 博之

岡田 克幸（藤咲康二委員の代理）

渡辺 博（笠尾卓朗委員の代理）

阿部 薫

※額賀宏委員は、14:15から出席

●欠席委員（2名）

平山 一巳 吉田 和江

●出席顧問

なし

○羽生事務局長 それでは、お待たせをいたしました。

本日は、皆様方には大変お忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の羽生でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、伊藤副会長より開会のあいさつをお願いいたします。

○伊藤副会長 どうも皆さんこんにちは。

本日は、大変暑い中、またお忙しい中、協議会ということでありましてお集まりをいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまより第6回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

それでは、横山会長よりごあいさつをお願いいたします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、第6回行方郡合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回が6回目の協議会ということになるわけでございます。継続協議となっておるものもございますけれども、皆様方のご協力によりまして順調に協議が進められているものと認識をいたしておるところでございます。

継続協議となっております項目につきましても、論点を1つずつ整理をしながら結論を導き出してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

また、合併の期日につきましては、各種財政支援措置にかかわります経過措置等の状況も踏まえまして、具体的期日を協議、決定するということになっておりますけれども、合併特例法によらない国の財政支援措置の取り扱いについて決定に至っておりませんので、いましばらく状況を見ながら再び協議に入りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

さて、本日の協議事項でございますけれども、継続協議となっております新市の事務所の位置について、条例・規則等の取り扱いについて、事務組織及び機構の取り扱いについて、広報広聴関係事業についてを予定をいたしております。皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。ごあいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽生事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、横山会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

を申し上げます。

なお、本日の出席委員は33人でございます。協議会規約第10条第1項の規定に従います定足数に達していますことをご報告申し上げたいと思います。

それから、まず会議録署名委員を指名させていただきたいと思います。

麻生町の磯山委員さん、それから北浦町の齋藤委員さん、玉造町の坂本委員さん、3名にお願いをいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、協議事項の①番でありますけれども、新市の事務所の位置についてを議題といたします。

これまで、3町それぞれ地元の役場を合併時の条例上の事務所の位置にしてほしい旨、意見が出されております。それぞれ各町で十分に検討してきていると思いますので、ご意見をお願いいたしたいと思います。

何かご意見ございますか。

(発言者なし)

○横山会長 ありませんか。

それでは、この前、今お話ししましたように3町とも、事務所の位置は私どもの役場に置いてほしいというようにお話で現在まで来ております。したがって、それから各町でいろいろ協議をしまいったというふうに私ども思っております。その中で、もう一回、それでは私の方から、いつもの麻生、北浦、玉造という順番でお聞きをいたしますので、麻生町は麻生町の方で協議をしてきた結果をひとつお話し願いたいと思います。よろしくお願いします。

○茂木委員 どうも皆様こんにちは。お忙しい中、ご苦労さまでございます。麻生の茂木と申します。

麻生町にお願いしたいというのは当然でございますけれども、皆様ご承知のとおり、麻生町は人口が1万6,308人、玉造さんが1万3,801人、北浦さんが1万914人ということで、人口も麻生が一番多いと。また、資料の中にもございますように、麻生町には水戸の地方法務局、また検察庁、また裁判所、また県税事務所、また土地改良事務所、麻生高校、麻生警察署、また、麻生から東京駅まで直行しております高速バスも麻生にはインターチェンジもございます。

以上、いろいろなことを勘案いたしまして、ひとつ麻生町に新しい庁舎が建つまでの事務所の位置をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横山会長 ご苦労さんでした。

それでは、北浦町さんの方で協議の結果をお願いいたしたいと思います。

○宮内守委員 どうもご苦労さまでございます。

北浦町といたしましても、先般、第5回の協議会の席上、事務所の位置を北浦町にお願いしたいということでございます。その理由は、やはりただいま麻生町さんの方でる説明をされたわけですが、たまたま北浦町は役場の周りの整備が一番遅いということもあるんですが、一番、役場を中心にして施設があると

。そしてまた環境もいいというような状況でございまして、これからの例えば駐車場とかいろいろな整備につきましても開発しやすいというようなことでございまして、今回もそういうことで、北浦町の方に事務所の設置をお願いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、玉造町さんの方でお願いをいたしたいと思います。

○橋詰委員 玉造の橋詰でございます。

先般、玉造は玉造なりの理由を申し上げましたが、この大きな理由は、国道が 354号線、 355号線、この交通の量の大きさによりまして、玉造の交通アクセス、または今後の百里基地の民間供用化、これに比べますと、さらに鹿島鉄道の駅が5つも玉造にあるということもあります。

それと一般の民間のアパート、賃貸住宅に対する投資額、これは3町の中でも一番多いのではなかろうかと思います。これは、やはり投資するのは民間でございまして、将来性を買って賃貸が多いと。これは約 500ぐらいは世帯数で玉造では賃貸があります。これは必ずしも住民票が入っているとは限りません。潜在的な人口になっているのではなかろうかと思います。

また、それと百里基地が近いということで、防衛施設庁の援助を合併特例債のほか、合同庁舎なり何なりという将来的な補助事業に関しましては、これは地区割でございまして、合併しても一番百里に近いというようなことからすれば、補助金が一番受け入れやすい状況でございまして、したがって、玉造の場合は一番コストが、国の補助金が得られやすいような立地環境にあると。

また交通アクセスにおいても、県庁またはつくば、今度の霞ヶ浦大橋の橋が無料化になると、2年後には。このめどもつきましたので、交通環境、またはそういう国の補助事業に対する整備、そういった立地環境からにおいて、3町の中では一番、私は恵まれている立場ではなかろうかと、こう思っていますので、そのような意味でぜひ玉造をお願いしたいと、こう思っております。よろしくお願いします。

○横山会長 ただいま3町の意見を拝聴いたしました。全くこの前と同じですね。

第5回目の法定協議会の意見と同じということで、三者とも自分の町にしてほしいというようなことでございます。

これでは、もう議論の余地はございませんので、もう一回継続協議にせざるを得ないというふうに会長として思います。

しかしながら、やはりこの状況については、もう一步踏み込んで、よくいろいろな事情をかんがみながら、ひとつ自分の町のアピールばかりでなく、相手に譲ることは譲って、そしてこの決定をしていただかなければ先には進めませんので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

専門部会等も事務調整にも大きく影響が今出てきております。したがって、次回までにはもう一回調整をして、そして事務所の位置の決定がなるべくできるようにお願いをしたいというように思います。よろしくお願いします。

それでは、この新市の事務所の位置については継続協議とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、継続協議ということにいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、協議事項の②でありますけれども、条例・規則等の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 どうもご苦労さまです。事務局の磯山です。

前回お配りしてある資料の方の1ページをごらんください。

協議事項2、協定項目12、条例・規則等の取り扱いについて説明いたします。

条例・規則等の取り扱いについては、新設合併により合併する場合には、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該市町村の条例・規則等はすべて失効いたします。そのため、新市においては、必要な条例・規則等を新たに整備する必要があります。

そこで、調整方針（案）といたしましては、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

(1) 新市発足と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。

(2) として、新市発足後、逐次制定し、施行させるもの。

(3) 新市発足後、新たな条例または規則が制定されるまでの間、引き続き一定の地区に暫定的に施行させるもの。

以上、提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をお願いいたしたいと思います。

何かご意見、質問等ありますか。

はい、どうぞ。

○塙委員 この調整方針（案）なんですけれども、新市発足と同時に市長職務執行者ということに、50日以内に選挙ということになるので、これどなたが職務執行者ということになるのかちょっと。

○横山会長 事務局よりお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、ただいまの質問の件でございますけれども、これですね、特別職の取り扱いについての資料をもしお持ちでしたらば、そのときの回の資料の方を若干見ていただければと思うんですけれども、要は、現在町長さんだった方、それから職務代理者だった方の中から選ぶということで、この職務執行者についてはこれから新市が誕生するまでの間に調整をして定めるというような手続になるということでございます。

よろしくをお願いします。

○塙委員 何か、よくわかったようなわからないような話なんですけれども、例えば今の各町長さんが失職す

るわけですね、同時に。その方が3人とも例えば立候補した場合、今、各町村に収入役助役はいないわけですから、収入役さんだけしかいないですね。

○江寺事務局次長 公選法の規定によりまして、市長さんの方が立候補すると、それはその職も失効になりますので、その段階でなくなるという形になります。

それから、ただいま申し上げましたように、これまで職務代理者を経験された方もこの対象に含まれますので、そういう方を含めてだれにするのかということになりますので、例えば、現在の3町長さんがもし立候補するということであれば、例えばどこかの町の総務課長さんとかということもこれは選択肢になるのかなというふうに思います。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、条例・規則等の取り扱いについては、調整方針の案の通り決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の3でありますけれども、事務組織及び機構の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、続きまして、先ほどの資料で6ページ以降をごらんいただきたいと思います。

事務組織及び機構の取り扱いということで、これは新しい庁舎をつくるまでの間の新市の事務組織、機構、当面の取り扱いということで、今回調整方針ということでご提案をさせていただくものでございます。

また、今回の調整方針につきましては、これから事務組織、機構を整備する上での考え方、注意点、方針ということで今回載せさせていただいてあるものでございまして、具体的な組織につきましてはこれからご決定いただく調整方針に基づいて検討をいたしまして、決定次第、また皆様方にお示しをするという流れになるということでございます。

まず、調整方針の方を見ていただきたいと思います。

3点ほど掲げてございますが、まず1点目は、現在の3町の庁舎を有効活用した組織及び機構ということでございます。これにつきましては、新市の事務所の位置の中でもご議論いただいていますように、3つの庁舎を活用した形での組織づくりをするんだということを前提にしておるところでございます。

それから、2番目といたしまして、最も留意する点ということが2番目に書かれているのかなというふうに思いますけれども、住民サービスの低下を招かないように十分配慮をするということが2点目でございます。

そして、3番目といたしましては、定員の適正化を図りながら、順次段階を追って効率的体制を整備すること。そして、その上での方針ということで、①から⑤までを載せさせていただいてございます。住民が

利用しやすく、住民の声を適正に反映できるということ、簡潔かつ効率的指揮命令系統、責任の所在が明確であるということ、新市建設計画を円滑に遂行できるということ、それから新たな行政課題に速やかに対応できるということ、そして事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政を推進していくことを5つ方針として掲げてございます。

そして、それを踏まえての事務方のイメージとして、8ページの方に設置形態、そして課の配置の例ということで書かせていただいております。

指揮命令系統ということから、いろいろな計画をする、それから予算をつくる、そういうものについて統括する部門、主幹課という形で、3つの庁舎に一定程度、均等に分けてございます。そのほか、それによって配置されなかった業務がございますので、それらを補うということで、市民サービスの部門でそういう置かれなかった部門を置くということをこのイメージ図の中では示してあるということでございます。

以上、これらを踏まえまして、今回の事務組織及び機構の調整方針についてご検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見をちょうだいしたいと思います。

何かございますか。

河野委員さん。

○河野委員 北浦の河野です。

例えば、これ例だから、このとおりということはないと思いますが、この場合、分かれた場合に、主幹課が総務企画といった場合、会計と税務が分かれますよね。非常にこれ、職務上、ちょっとやりづらいんじゃないかというような気がするんですが、これについては、もしこういうふうなやる場合には検討していただいた方がよいんじゃないかというように考えております。

以上です。

○横山会長 お答えはいいですか。要望だけでいいですか。

それでは、ほかにございますか。

大曽根委員さん。

○大曽根委員 この組織のとおりということではないかとは思いますが、この中に検討課題として1つお願いしたいことは、女性行政担当の係、専門の係を1つ備えていただきたいと要望したいのですが。男女共同参画社会に向けて、女性問題を全体的に網羅して、専門の担当職員を置いていただいて、女性行政がスムーズに円滑にこれから運ばれますようにお願いできればと思います。よろしくご検討のほどをお願いいたします。

○横山会長 それでは、これも要望ですか。じゃいいです。わかりました。

ほかにありますか。

山崎委員さん、お願いします。

○山崎和久委員 北浦の山崎です。

当面の条例上の事務所の位置なんです、そこに総務担当課と議会がこの例で書いてあると思うんですが、やはり条例上の事務所の位置には、この総務と議会是一緒の位置にあった方が行政効率というかそういう面では有利なのかどうかお伺いしたいです。

○横山会長 これは〇〇庁舎のことを言っているんだよね。〇〇庁舎ね。

これは、今、山崎さん申しましたけれども、これはイメージ図、イメージで、イメージがそちらへ山崎さんはいったと思うんですが、これは難しいですよ。事務局で答えられますか、イメージで。

○羽生事務局長 非常に難しい問題かなと思います。と申しますのは、同じ事務所にあった方が、執行部とそれから議会側の連絡調整には非常に有利かなというふうに考えますけれども、違う事務所にあったとしても、それほど連絡が不便とも感じない部分もあるのかなというふうに思いますので、同一事務所になければならないというふうにも考えにくいのかなというふうに感じています。

それともう1点は、これは議員さんの身分の取り扱いの問題がこれから協議をされると思いますけれども、具体的にはですね。その場合に、仮に在任特例で在職するということになれば、議員さんが54ですか。54名の議員さんになるわけですね、合併当初。そうしますと、いずれの今の3庁舎の議場を使用するような場合考えても、54名の議員さんと執行部側が入れる議場がなくなるわけですね。ありません。したがって、どこか違う場所にも考えなきゃならないのかなというふうに考えていきますと、必ずしも同一の事務所になくてもならないというふうにも考えにくいのかなというように考えます。

非常に答えになっていないかもわかりませんが、そういうことでお答えしたいと思います。

○横山会長 よろしいですか。

ほかに。

どうぞ。

○酒井委員 麻生の議長の酒井なんです、このいわゆる事務所の組織、そういうものは三町三様でいろいろと事情があろうかと思うんです。試行錯誤を経ながら、これは一番いい方法を見出していくというような状況下にあろうかと思っています。

それで、私は、これ皆さん方に提案をしたいんですが、事務局が一番いいというような案でこれは出しているんでしょうけれども、住民サービスの低下を招かないこととかなんなものを配慮した上で一番この方法がいいという、より、ベストとは言わないけれどもベターな方法を見出していきたい、そのようないわゆる勉強を事務局にさせていただいて、それで提示をしていただく。ここで我々がどうのこうのと言っても、いろいろと要望だけを出せるとは思いますが、結局こうした方がいいという結論は出せないと思いますので、できればそういうような方法でやっていただきたいと私はお願いしたいと思います。

以上です。

○横山会長 ほかにございますか。

大曽根委員さん、お願いします。

○大曽根委員 今、要望ということになったものですから、もう一つお願いしたいことは、機構改正がされま
すと管理職の部門というのが現状よりは多分狭まってくるかと思います。現在、私ども玉造町においては、女
性の管理職という方は3名で、大変活躍をされておられますので、狭き管理職の部門になるかとは思いますが
れども、女性であるがゆえに能力が発揮されることが狭まれることのないように、女性の能力の開発というこ
とも十分に考えていただきまして、女性管理職の登用ということに関しましては十分な配慮をお願いできれば
と思っております。よろしくお願いいたします。

○横山会長 これも要望ですね。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでありますので、事務組織及び機構の取り扱いにつきましては、調整方針（案）のとお
り決定をしてよろしいでしょうか。

○橋詰委員 現在、3町集めた場合の職員数が466か7ですかね。それで10年間、1人も採用しないという、
例えばの話ですね、そんなことあり得ないんですが、そうした場合は311人ぐらいですか。それをある程度シ
ミュレーションしまして、採用計画なり人員の今の適材適所の問題もあるでしょう。

その中のまた機構改革の中では、新しく市になりますと当然都市計画課というものも、これ出てくると思
うんですが、それはこれには入っていないと。

また、人事課、これについても必要になってくるかと思います。人事部ですね。人事課でも結構です。やは
り人事課があって、職員の民間並みの努力と評価を裏づけするような人事、こういうような制度、これはやは
りある程度必要ではなかろうかという、そういうような意見も当然出てきますので、これについての要望。こ
れは当然出てくるのではないかと、こう思いますので、それについてお願いしたいと、こう思っています。

○横山会長 橋詰さんの今のご意見もご要望ということでお願いをいたしたいと思います。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないですね。それでは、ただいまの事務組織及び機構の取り扱いにつきましては、調整方針（案）
のとおり決定をいたしてよろしいですか。

(異議なし)

○横山会長 異議なしということでありますので、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の④でありますけれども、広報広聴関係事業についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。

協議事項の4番の広報広聴関係事業について、ご説明とご提案を差し上げたいと思います。

資料の方、14ページをごらんいただきたいと思います。

簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

まず、現況の方といたしまして、広報紙、これは各町にそれぞれ月1回発行する広報紙がございます。その他の広報紙ということで、各町、週報なり町民カレンダーなり、若干形態の違う広報紙がございます。また、視覚障害者への対応、インターネットでの対応と、ほぼ同様の内容でございます。

次に、広聴関係の中で、インターネットの対応はほぼ同様の対応でございます。

さらに、町政モニター、私の提案というような各町にそれぞれ独自の制度もございます。

地区懇談会、行政相談につきましては、それぞれ、若干名称が違ったり、年間の回数が若干違ったりというような差異はございますけれども、同じような考え方での同じような制度ということでございます。

このような現況を踏まえまして、調整方針の案ということで、調整方針案の1つといたしまして、広報紙については、毎月1回発行し、各戸への配布は当面現行どおりとする。その他の広報紙は、合併時まで調整をする。

2つ目といたしまして、広聴関係については、現在の各町の制度を基本に新市において新たに創設をする。

3つ目といたしまして、地区懇談会及び行政相談については、現在の各町の制度を基本に新市において制度化を図る。

以上ご提案を申し上げたいと思います。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 調整方針の案の1番ですが、その他の広報紙は合併時まで調整するというようになっております。考えられる調整の仕方、今、事務局で思っているものがあれば、ご説明していただきたいと思います。

○横山会長 お願いします。

○永峰総務班長 ご質問のその他の広報紙の部分につきましては、現況をちょっと見ていただきますと、実は3つの町それぞれスタイルが違うということでございます。

まず、麻生町については、区長さんの方を通さずに新聞折り込みで配布をしている。週報きたうらについては、区長さんを通して各戸へ配布をしている。週報たまつくりについては、各戸へ配布ということではなくて、回覧でそれぞれ各戸に連絡をしているというような状況でございまして、選択肢としましては、この3つのスタイルがありますので、このうちのいずれかの形というの也被考えられるのかなというふうにも思っております。

また、分科会及び専門部会での協議の中においても、なるべく月1回の広報紙の中にある程度の情報は集約

をする。それを補足するもの、あるいは時間的に、月1回ですから、それを補足する形で恐らくそれぞれの町で週報ができてきているというふうに考えられますので、そのような機能を週報にどのような形で持たせるのかということで、現在調整中ということでございます。

それで、現段階の各町のそれぞれのスタイルが1つの週報といたしますか、その他の広報紙としての考えられるスタイルではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○横山会長　じゃ、もう1回お願いします。

○宮内守委員　実は、私は、北浦町は、例えば2,500部発行しているわけですね。それから麻生は5,500ということで、玉造は600部と。これはいろいろなご要望があつてこういう形になったのかなと思うんですけども、やはりこういうものもむだが多い部分あると思うので、私は、玉造が600部で回覧方式で何も問題ないというようなことであれば、物によっては各戸配布も必要なんだろうけれども、むだはなるべくこの際、むだということはないんですけれども、この際こういうものを改革して、新しい新市でもってスタートしていただきたいなということをご要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○横山会長　ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長　それでは、ないようでございますので、広報広聴関係事業につきましては、調整方針(案)のとおりに決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長　それでは、そのように決定をいたしたいと思います。

続きまして、提案事項でありますけれども、ちょうど切り目がよろしいかと思います。3時まで暫時休憩をいたしますので、お願いをいたしたいと思います。

(14:42　休憩)

(15:00　再開)

○横山会長　それでは、会議に入らせていただきたいと思います。

提案事項に移らせていただきたいと思います。

提案事項につきましては、一括して説明をし、最後に委員の皆様方から質問を受ける形にしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長　それでは、本日お配りをさせていただきました資料の方をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。

一部事務組合等の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

ご案内のように一部事務組合につきましては、事務の一部を複数の市町村で共同で処理するというための組織・組合でございます。

今行っております代表的なものといしましては、鹿行地方市町村圏事務組合で、例えば広域の消防であるとか、老人ホームであるとか、それから麻生町外2町環境美化組合で行っていますごみ処理というのが皆さんの身近な事務かなというふうに考えているところでございます。それらの一部事務組合を合併に当たってどのように取り扱うかということについての今回の提案でございます。

事務組合の取り扱いにつきましては、基本的に引き続き加入をするという選択肢、それから新市にその事務を引き継ぐという選択肢があるのかなというふうに思います。そして、あと当地域、当合併協議会にはございませんけれども、合併協議を行っている構成市町村で加入している組合が違うという例もございます。そういう例につきましては、どこの組合に加入するのか、それともばらばらのまま加入するのかということも当然検討するような形になりますが、幸いにもうちの協議会にはそういう事例がございません。加入している組合が同じ組合でございますので、存続をするのか、それとも新しい市でその事務をとり行うのかということについてご協議をいただくというような内容でございます。

それから、この留意事項のところに書いてございますけれども、細かいこと書いてありますが、その説明簡単にさせていただきますと、一部事務組合には、先ほどの麻生町外2町環境美化組合のように今回合併協議を行っております構成団体と構成を同じにしている組合があります。要するに環境美化組合につきましては、麻生町と北浦町と玉造町によって構成している一部事務組合でありますので、合併しますと、その一部事務組合の共同処理という形がなくなりますので、これは必然的に新しい市が行う事務ということにしなければならぬということになるというのが1点、留意点としてございます。

それから、先ほど申し上げました、例えば消防などを行っています鹿行広域と俗に短く言っていますが、それについてはほかの構成団体がありますので、当然3町が合併した後も共同処理という形は可能になります。共同処理として引き続き行うのか、新市で行うのかということのをこれは検討するということが選択肢の一つになるのかなというふうに思います。そういうことがこの留意事項のところに一つ書いてあるということでございます。

それから、合併特例法の中に特例措置が設けられていますということが同じくここに書いてありますけれども、これは選択肢をどれを選択するのかということに対しての特例ということではなくて、これは事務手続を簡素化するための特例でございますので、調整方針を決定するに当たってこの特例措置が生きてくるとかということではありませんので、あらかじめそういうような特例措置だということを念頭に置いて、この一部事務組合に関する合併特例法の特例措置を見ていただければよろしいのかなというふうに思います。

2ページの方が一部事務組合の現況ということでございますので、ちょっとこちらをご説明させていただきたいと思います。

まず、茨城県市町村総合事務組合、これにつきましては、県内の全市町村が構成団体となっております、

主な共同処理の事務につきましては、常勤職員に対する退職手当の支給でございまして、俗にいう役場の職員さんの退職手当の関係、それから交通費、災害共済、そして消防災害の補償、そして非常勤職員の公務災害ということで、いろいろ特別職の方、附属機関の委員さんなどについて、公務災害の取り扱いをするということでの共同処理を行っております。

それから、茨城租税債権管理機構につきましては、これにつきましても県内の全市町村が加盟しております、これは地方税に係る滞納処分について共同処理をしているということでございます。

そして、鹿行地方広域市町村圏事務組合につきましては、鹿嶋市、潮来市、そして行方郡と鹿島郡内の町村が加盟しております。2市6町2村で10の団体で構成されておりますけれども、共同処理の内容につきましては、こちらの方に1から5番まで書いてありますが、養護老人ホーム、広域消防、広域火葬場、介護認定審査会の事務と、こういうことでの共同処理を行っております。

それから、麻生町外2町環境美化組合につきましては、今回の合併協議を行っている麻生・北浦・玉造各町の構成によりましてごみ処理を行っているというようなことでございます。

資料飛びますけれども、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページの方に、鹿行広域の方で行っております共同処理の内容を若干説明する形で、こちらの方、資料作成しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

4番の事業のところで、共同研修、老人ホームにつきましては、先ほど申し上げました2市6町2村が共同処理を行っておりますけれども、広域消防から火葬場、介護認定につきましては、鹿嶋市、神栖町、波崎町を除く1市4町2村で共同処理を行っておるというような内容でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

麻生町外2町環境美化組合の概要になってございます。2のところ、組織の中に一般職の職員が出てまいりますけれども、事務吏員、技術吏員、合わせて20人いるというような内容でございます。

それから、4番のところに財産及び債務ということで、これは14年の決算による数字でございますけれども、公有財産といたしまして土地建物、基金、出資の額を載せさせていただいてございます。そして、2番には物品、これは機械類、事務機器等でございます。そして、3番に施設が載せてございます。ごみ処理施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ、そして最終処分施設というような内容で、処理能力等を備考欄に記載をしているところでございます。

そして、(4)が地方債の残高ということで、普通債の衛生の地方債ということで、14年度末の残高、そして備考欄に15年度末残高見込額を載せさせていただいてございますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

9ページから12ページにつきましては、他の事例の方を載せさせていただいてございますので、後ほどこちらの方をごらんをいただきたいというふうに思います。

恐縮でございますが、1ページにお戻りをいただきまして、調整方針の案でございます。

一部事務組合につきましては、他にも構成団体がございますので、構成団体と当然調整をしなければならないということがありますので、調整方針といたしましては、一部事務組合については次の方針に基づき調整をするということでございます。

(1) といたしまして、3町で構成する一部事務組合、これは麻生町外2町環境美化組合を指しますが、先ほど申し上げました3町の構成でありますので、合併によりまして共同処理なくなりますということで、合併の前日をもって当該組合を解散し、その事務、財産（債務を含む）及び一般職の職員についてすべて新市に引き継ぐものとするという調整方針が1つでございます。

それから、(2) といたしまして、3町以外にも構成団体がある一部事務組合、これは茨城県市町村総合事務組合、茨城租税債権管理機構及び鹿行地方広域市町村圏事務組合を指しますが、につきましては、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入をするということで、前日、そして合併の日というのは、事務を住民生活に支障がないように切れ間なく処理を行うという意味で、前日、当日という言葉をここにあって入れてあるところでございますので、そういう趣旨だということでごらんをいただきたいというふうに思います。

一部事務組合の取り扱いについては以上の調整方針ということでご提案を申し上げたいと思います。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

13ページをごらんください。

提案事項2、協定項目9、地方税の取り扱いについて説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

住民税の個人町民税につきましては、納税義務者、均等割、所得割、納税通知書の送付は3町同一です。納期については、3町に多少差異がございます。

また、均等割についてですが、18ページをごらんください。

税制改正により平成16年4月1日より 2,000円から 3,000円になっております。

13ページの方にまた戻ってもらいたいと思います。

法人町民税につきましては、3町同一です。

固定資産税につきましては、納税義務者、税率、課税標準、納税通知書、3町同一ですが、納期については3町に差異がございます。また、課税明細書の送付については、麻生町は個別送付、北浦町、玉造町は納税組合長を通して送付しており、差異がございます。さらに過誤納返還金の取り扱いについては、麻生町、北浦町は同一で、申請のあった日の属する年度から10年前の年度分までとして、領収書等で納付が確認できれば10年以前でも還付。玉造町では、申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとなっており、差異がございます。

軽自動車税につきましては3町同一ですが、納期については北浦町に多少差異がございます。

たばこ税につきましては3町同一です。

特別土地保有税につきましては3町同一です。

都市計画税につきましては、3町とも課税しておりません。

入湯税につきましては、麻生町が課税しており、1人1日150円を徴収しております。北浦町、玉造町については課税しておりません。

以上を踏まえ、13ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税は市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については合併時に統一する。また、固定資産税過誤納返還金の取り扱いについては、合併時に統一する。

2として、入湯税については、麻生町の制度により市税として新市に引き継ぐ。

続きまして、23ページをごらんください。

提案事項3、協定項目24の3、納税関係事業について説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

納期前納付に対する報奨金につきましては、3町同一です。

納税組合の奨励金等につきましては、3町差異がございます。

麻生町は町税普通税、国民健康保険税とも納期内納付額に対して100分の1、ただし納付世帯数に1万5,000円を乗じた額を限度としております。また、3カ年以上連続し完納した組合に対し、優良納税組合表彰を行っております。納税組合長報酬につきましては、組合加盟世帯に1,000円を乗じた金額と納期内に納付された納付書1枚につき80円を乗じた金額をあわせて報償金として納税組合長に対し支払っております。納税組合数につきましては、200組合、3,485世帯でございます。

次に、北浦町でございますが、町税普通税につきましては、完納の場合、納付額の100分の2、国民健康保険税につきましては100分の1の奨励金を交付しております。また、組合補助金といたしまして、組合世帯数掛ける年額300円を組合に交付しております。納税協力員報酬といたしまして、組合長に対し年額2万3,300円を支払っております。組合数につきましては、169組合、2,105世帯でございます。

次に、玉造町でございますが、町税普通税につきましては、完納の場合、納付額の100分の2、国民健康保険税につきましては100分の1の報奨金を交付しております。ただし、組合の中で1人でも完納できないと、町税普通税、国民健康保険税とも納付額の100分の0.5の交付になります。納税組合長報酬につきましては、組合構成10世帯以上の場合、平等割2万4,000円と世帯数に800円を乗じた世帯割をあわせて支払っております。また、組合構成10世帯以下の場合、平等割1万2,000円、世帯割800円として支払っております。組合数につきましては、179組合、2,262世帯でございます。

口座振替制度につきましては、3町とも実施しており、納税者の利用率では、麻生町で6割、北浦町で6割、玉造町では4割の利用率となっております。

軽自動車ナンバー交付及び廃車につきましては、ナンバープレート再交付弁償金に3町差異があり、麻生町

では 100円、北浦町では 300円、玉造町では 200円になっております。

申告受付につきましては、3町それぞれの役場1カ所で今実施しております。

税証明の手数料につきましては、金額はほぼ同一でございますが、公簿、公文書及び図面の閲覧、公簿、公文書及び図面の謄抄本の手数料に差異があり、麻生町では1筆、北浦町では1事項、玉造町では10筆を1件として取り扱い、手数料を徴収しております。

以上を踏まえて、23ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしまして、1、納税組合については、奨励金（報奨金）、補助金、優良納税組合表彰を廃止し、納税協力員（組合長）報酬は統一するように調整する。

2、ナンバープレート再交付弁償金につきましては、北浦町の制度に統一する。

3、申告受付については、電算化を図り、3庁舎で行う。

4、税証明手数料については、基本的に現行どおりとする。ただし、1筆、1事項、1件の取り扱いについては合併時に調整する。

続きまして、29ページをごらんください。

提案事項4、協定項目24の5、環境対策事業について説明いたします。

まず、3町の現況について説明いたします。

ごみ処理につきましては、麻生町外2町環境美化センターで処理をしており、施設、処理、分別とも3町同一です。

収集については、差異があり、粗大ごみ処理については、麻生町では美化センターへ自己搬入、北浦町では自己搬入と独居老人等に対して町が有料で美化センターへ運ぶ事業を行っております。玉造町については、自己搬入と有料直営と集合回収として年1回、町内数カ所に粗大ごみを町民に持ち寄ってもらい、町負担で美化センターへ運ぶ事業を行っております。

収集頻度につきましては、収集の曜日に違いがありますが、実施回数についてはほぼ3町同一でございます。しかし、紙類のストックヤード回収につきましては、麻生町だけ週2回、北浦町、玉造町は週1回で実施しております。

ごみ処理に関するその他制度につきましては、指定集積所といたしまして、麻生町では191カ所であり、集積所設置補助金といたしまして1カ所当たり5万円以内の補助をしております。北浦町では、93カ所で集積所設置補助金といたしまして1カ所当たり5万円以内の補助、玉造町では151カ所で、集積所設置補助金として1カ所当たり7万円以内の補助で差異がございます。

ゴミ散乱防止推進員につきましては、麻生町は委嘱しておりません。北浦町は区長20名に委嘱しており、報酬なしで任期2年。玉造町は、区長等41名に委嘱しており、報酬は年額1万2,000円で任期2年になっております。

クリーン委員会モデル地区につきましては、麻生町だけ実施しており、町内5地区で任期1年、事業費15万

円で行っております。活動内容は、地区住民での集積所の管理や美化センターへの視察等を行っております。

資源ごみ集団回収奨励金等につきましては、3町それぞれ名称に違いがございます。金額についても、限度額に差異があり、麻生町では、均等割、年1回3,000円、重量割、キロ5円で上限3万円。北浦町では、均等割3,000円、重量割、キロ5円で上限2万5,000円。玉造町は均等割3,000円、重量割、キロ5円で上限なしになっております。

指定ごみ袋等の購入につきましては、3町同一でございますが、町内小売店は販売に当たり役場への登録を必要とされております。

不法投棄監視員等につきましては、北浦町のみが環境監視員となっております。麻生町では委員数12名、任期2年、委員謝礼が年1万円。北浦町では、委員数20名、任期2年、委員謝礼が6,000円で、各区長に委託しており、さきに説明したゴミ散乱防止推進員と兼任になっております。玉造町もゴミ散乱防止推進員と兼任で委嘱しております。

不法投棄等の処理につきましては、麻生町では、家電4品目の町有地への投棄があった場合、撤去を実施しております。北浦町では、各地区において区長が処分に困ったもののみ役場経由で処理を実施しております。玉造町では、町有地への不法投棄があった場合、撤去を実施しております。

し尿処理施設につきましては、麻生町では、麻生町衛生センター、供用開始平成7年、処理能力が日当たり24キロリットル、処理量、日当たり20キロリットルで、し尿及び浄化槽で収集業者が3業者で、町内3業者。運営委員会はなしでございます。

北浦町では、北浦町自給肥料供給センター、供用開始が昭和58年、処理能力は日当たり10キロリットルです。処理量が日当たり8キロリットル、し尿及び浄化槽で、収集業者は6業者で、町内3、麻生町が2、鉾田町が1。運営委員会の方が自給肥料供給センター運営委員会。

玉造町では、玉造町有機肥料供給センター、供用開始が平成12年、処理能力が日当たり28キロリットル、処理量が日当たり15キロリットル、し尿及び浄化槽汚泥で、人以外に家畜のし尿処理も実施しております。収集業者は2業者で、町内1、町外1、運営委員会は有機肥料供給センター運営委員会となっております。

火葬場につきましては、3町とも同一で霞ヶ浦聖苑で、管理は鹿行地方広域市町村圏事務組合になっております。

以上を踏まえて、29ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、ゴミの収集処理等の業務は現行どおり新市に引き継ぐものとする。ただし、紙類、粗大ゴミ収集については合併時まで調整する。

2、ゴミ処理に関するその他諸制度は、合併時まで調整する。

3、3町のし尿処理施設は新市に引き継ぐ。

以上、提案させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○横山会長 ただいま事務局からの提案事項の説明が終わりました。

これより、皆さんに質問等がございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、これ3町集まりますと、固定資産に関しましての評価委員、これは何人になるんでしょうか。現在、1町3人はいると思うんですが、市になりますと固定資産評価委員というのは何人になるんでしょうかね。

○横山会長 事務局よりお答えをお願いいたします。

○磯山調整班長 地方税法で3名以上ということで、あとは条例で人数は定めるという形になります。

○橋詰委員 今、各町で恐らく3人ずついると思うんですね。そうしますと、任期もそれぞれずれ込んで、それぞれが同時にやめて同時に再任されるということなく、順次に選任されてくるわけなんです、9人ということが3人以上ということに、現行は9人おるはずですが。

固定資産の標準税率はこれ100分の1.4で、これは3町同一ということがわかりましたけれども、3町の隣接する土地そのものが評価額が2倍から3倍ぐらい違うところもあると思うんですね。逆に言えば2分の1から3分の1、4分の1ぐらいに道路1本で違うというような現実があるはずで。そうしますと、これを調整するのは、いつごろどのように、これ事務方なり評価委員の考え方なり、これは合併時にすぐやるのか、現行どおり続行して標準倍率と評価額は変えないまま、そのままいくのか、そこら辺の考え方はどうなっているんでしょうか。

○横山会長 非常に難しいと思うんですが、方向性だけでもよろしいですから、お願いします。

○磯山調整班長 一応3年に1回は評価替えの年になっていますので、そのときもやると思うんですけども、それ以前については調整なくちゃいけないかなと思いますので、それは調べて次回回答させていただきますので、よろしくお願いします。

○横山会長 では、次回までにご報告します。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山茂男委員 北浦の磯山です。ちょっとお伺いします。

24ページなんですけれども、この調整方針のナンバープレートに交付弁償金について、北浦の制度に統一するという事になっておりますけれども、よく、新しい市になるといろいろなものが上がって困るというような住民からの声があるわけなんですけれども、北浦に合わせるのは結構ですけれども、例えば現在の軽の交付について、玉造さん、麻生さん、北浦さん、大体どのくらいなのか。また、これによって、麻生さんは3倍になるわけですね。そういう現状をどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○横山会長 数字的なことわかりますか、3町とも。

○磯山調整班長 交付枚数については数字の方をつかんでおりませんので、次回の協議会のときに報告したいと思います。

○横山会長 磯山委員さん。

○磯山茂男委員 資料についてはそれでよろしいんですけども、100円から300円というふうに提案をそちらがしているわけですけども、その要因はどこにあるのか。

○磯山調整班長 一応ナンバープレートをつくる際に費用がかかっていますので、それに見合う金額が北浦町の制度がいいんじゃないかということで話し合われた結果、一応協議会の方に出しました。

○横山会長 ナンバープレートをつくるのに300円かかるわけですか。

○羽生事務局長 今のお話ですけども、麻生町では100円のが300円になって3倍でしょうというお話なんですけども、弁償金なんですよ。ナンバープレートをなくしちゃったと、再交付する場合、あるいは廃車する場合にナンバープレートが紛失してどこか行っちゃったので廃車したいんだと、そのかわりナンバープレートがないもので、そのときにどうなのかというお話の金額なんですよ。ですから、すべての軽自動車の所有者等にかかわってくる問題でございませんで、そういう意味では、弁償金が3倍になったらということで考えていただければ、どうなのかなというふうに思いますので、ご協議いただきたいと思います。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 特別土地保有税はこれ廃止になっていると思うんですが、課税のですね。これ載せて理由は何なんでしょうか。

○磯山調整班長 これも残っているものがありますから。

○橋詰委員 それは前年度でしょうよ。

○横山会長 お願いします。

○磯山調整班長 今お話があった特別土地保有税は、平成15年度より課税の方は停止になっておりますけれども、今までありましたので、現状載せておいただけです。

○橋詰委員 合併時には、これ当然特別土地保有税そのものが廃止になっているわけでしょう。ですから、これは載せること自体が、今までの特別土地保有税の滞納分とかそういう分についてはわかりますけれども、新年度の新市になってからの課税対象の税では、地方税として成り立つはずがないんですから、これは載せる必要私はないと思うんです。載せる意味が私わからないから聞いているわけです。必要ないんじゃないですか。

○羽生事務局長 今ご指摘のとおり15年度から課税は廃止になったんですけども、過年度分、いわゆる滞納繰越分についてはまだ納税義務がありますので、それについてはここに掲げておかないと徴収が難しくなるのかなということで掲げたわけですけども、そういう意味でご理解をちょうだいしたいと思います。

○橋詰委員 そういう意味ならわかります。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、提案事項の説明につきましては以上のとおりとさせていただきます。

委員の皆様方には、次回までに十分検討してきていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、議題の3でありますけれども、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、前回、次回ご報告申し上げますということで、電算の関係で、台数の件とそれから年間の予算ということでご質問がありましたので、そちらの方をまずご報告をしたいと思います。

まず、コンピューターの設置状況でございますけれども、数で申し上げますと、これ小中学校のパソコン教室の部分除きますけれども、麻生町で 186 台、それから北浦町が 140 台、玉造町が 245 台という状況でございます。

それから、16年度の電算関係の予算でございます。委託料の部分、これは保守料等になりますけれども、それから使用料という部分ですね、これはリース料的なもの、使用料的なものになりますが、それと負担金の部分で若干ありますが、それらを合わせまして各町の予算でございますけれども、麻生町が 9,700 万円、北浦町が 1 億 400 万円、玉造町が 1 億 1,000 万円ということで、おおむね 1 億円前後の年間予算というような状況でございます。

あと若干補足をさせていただきますと、LANの方は、庁内のパソコンをネットワーク化して運用する LAN というような形で整備をしてございますけれども、それについては3町とも一定程度の整備がしてあるという状況でございます。ただし、グループウェアということでパソコン間でのメールのやりとりだとか、よくお知らせを民間企業、それから玉造さんの方で入っていますけれども、そういうような整備については玉造さんのみということでございますので、若干補足で説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、2点目が、きょうお手元の方にA4横で市町村合併特例法の新旧の比較表というようなことでお配りをさせていただきましたけれども、若干これは説明ということよりも確認で、ちょっとご質問を前回の協議会以降に受けましたので、一応お配りをさせていただきました。

経過措置ということで、合併特例債等の財政支援措置が経過措置の期間認められるということになったんだけれども、その手続的にはどこまでやればいいのかというようなご質問をいただいたということでございます。こちらの表の一番下のところを見ていただきますと、17年3月31日までに県へ合併申請をするんだということが書いてございまして、18年3月31日までにその上で合併をするんだというふうに書いてある、そこが経過措置の期間ということでございます。ですから、県へ合併申請するに当たりましては、合併調印式というのは要件ではありませんけれども、町議会の議決を経まして県へ申請するということまでやるということが最低条件ということになります。

ですから、その後、県議会の議決、知事決定、総務省の告示ということになっても、18年3月31日までに合

併をすれば、合併特例法による経過措置が適用されますよということでございます。

逆に言うと、17年3月31日よりかなり前にこの申請をすれば、その前に、場合によっては県議会の議決なり一時決定なり総務省の告示まですることも、それらの場合にはあり得るということになろうかなというふうに思います。それが2点目でございます。

なお、若干また補足がございますけれども、会長の冒頭のあいさつの中にもございましたけれども、財政支援措置については、合併特例法によるもの、それから合併特例法によらない国の支援措置、合併特例法によらない県の支援措置ということで、大まかに分けますと3本立てになっております。そのうちの合併特例法によるものがこの経過措置によりまして認められるということでございます。

それから、前回の協議会の終わりに簡単に触れさせていただきましたけれども、県の支援プランの改定によりまして、県の支援措置についても同様の経過措置、経過期間が設けられるというようなことでございます。会長のあいさつにありました特例法によらない国の支援措置がまだ決定に至っておりませんという状況ということで、先ほど会長の方ご説明を申し上げましたので、一応確認まで、ご説明をさせていただいたところでございます。

3点目が、次回の協議会の開催の予定でございます。これも第1回の資料の中でご説明を申し上げました日程どおりでございます。7月8日、木曜日、午後2時から、玉造町役場大会議室を予定しております。7月8日、木曜日、午後2時でございます。よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○横山会長 事務局からのその他の事項は終わりですけれども、皆さんは何か、その他の事項でありますか。

鈴木委員さん、お願いします。

○鈴木委員 たばこ税の問題について、ちょっとお伺いしておきたいと思うんです。

今、我々玉造町でも庁舎内でたばこをお吸いになるのは困るという中で、大分たばこ税の町に対する収入がたくさんあるというような話を聞きますけれども、その中で、やはりたばこを吸う方を大分、幾分なり差別している部分があるかと思うんですが、玉造でも公民館は一応十分吸わせていただいている部分、私も大変ヘビースモーカーでございますので、そういう点について、もう少し緩和をしていただければありがたいなというような気持ちでおりますけれども、その点についてよろしくひとつご協議のほどお願い申し上げます。

○横山会長 これは新しい市においてですか。

では、ご要望として承っておきたいと思います。

ほかにありますか。

齋藤委員さん、お願いします。

○齋藤委員 北浦の齋藤ですけれども、ただいま新旧市町村合併特例法の比較表というようなことなんですが、合併算定替えの特例期間10年プラス激変緩和5年と、これが旧法ですね。新法が、段階的に5年プラス激変緩和5年に縮小ということになっているんですが、この辺の説明をもう一度お願いしたいんですけれども。

○横山会長 事務局からお願いします。

○江寺事務局次長 この算定替えの特例については、10年間は合併をしなかったものとして積算しましょうというのがその10年の部分でございまして、その残りのプラス激変緩和の5年については、5年間段階的に削減をして合併した場合の算定という形にいくんだということでございます。

そして、こちらの新法の段階的5年につきましては、9年からだんだんに5年にしていこうということでございまして、17、18の特例期間は9年で、19、20が7年、21年には5年になって、その上で激変緩和が5年というような形で、今の10年間で段階的に5年に減ってまいりますよというようなことでございます。

ちょっと、こちらに黒板があるようでございますので。

○羽生事務局長 もう一回、同じことなんですけれども説明しますと、普通交付税の算定の方式なんですよね。合併を3町でしたときと、した後、新しい市の普通の交付税の算定額というのは、3町合併後の新しいすべての数字を使って普通交付税を算定するのか、3町合併以前の、3町ばらばらの数字で使って交付税を算定するのかと、2つの計算式があると思いますよね。後から言った方、合併をしなかったときに普通交付税が幾らになるのかと、3町ですね。それを足したときの方が額が大きいんですよ。それを合併した後10年間は、その大きい方の数字を使ってもいいですよというのが旧法、左側ですね。それを新法では、段階的に、旧法では10年なんですけれども、5年に縮めちゃいますよという。段階的に5年にするということは、17年以降に合併したときに、2年刻みで10年後には5年になっちゃう、その10年がですね。10年間の特例が旧法ではあるんですけれども、新法では最終的には5年、半分にしちゃうんですね、特例期間を。有利な方で算定する期間を5年に、それを2年刻みで5年に最終的にはしますよと。その最終的に5年にするのは平成21年。平成21年に合併した市町村に対しては5年しかありませんよと、特例期間が、そういうことの法律の違いということでご理解いただけましたでしょうか。

○齋藤委員 わかりました。

○横山会長 ほかにありますか。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 そうしますと、地方交付税交付金の算定基準は、基準財政需要額と基準財政収入額との問題が絡んでくるわけですね。そうすると、それに対する3町合併なり単独でいた場合でも、基準財政需要額または基準財政収入額は同じだと思うんですよ、仮に2町であって3町であっても、それぞれの割合ということであれば、合計額とすれば。この基準財政需要額に対する還付の割合の計算基準が変わってくると、合併したところとしていない町は。そうすると、その差というのは、例えば1.0なものを0.8にするのか、合併しない町にはですよ。それはどの程度の問題になってくるわけなんですか。それはある程度はしっかりしためどで計算基準が出てきていると思うんですが、それはどうなっているのか、ちょっと参考のためにお知らせをお願いしたいと思います。

○横山会長 それでは、県の方でお願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理）少々細かいことは財政の方に聞いてきませんとわからないんですが、考え方としては、通常合併しないで、それぞれの市町村さんがいろいろな基準財政需要額と収入額の部分をやってきますとばらばらで算定しているわけなんですけれども、一緒にやった場合については、例えば議会の経費とか、それから総務的な経費とか、こういう部分については当然スケールメリットが働いてくるわけですね。そうすると、ちょっと表で書けば一番わかりやすいんでしょうけれども、3つで集まったときのトータルの財政需要額なら需要額の部分と1つになったときの需要額の部分というのが差が出てくるんですね。それがスケールメリットなんです、これで差が出ちゃったら、逆に言うと合併したら損しちゃいますよね。ここの差の部分を損しないように、今のここの部分の算定替えて通常どおりの3つのトータルの部分に合わせるような形でみていく。10年間見ていく、あるいは暫定的に、この新法では5年間みていくという考え方だというふうに私どもは聞かされております。

ですから、具体的な数字を持ってこいと言えは次回持ってまいりますけれども。

○横山会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○橋詰委員 じゃ、次回で結構です。今のような合併したら損するような、基準財政需要額減りますので、逆の方向でありますので、よろしくお願いします。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

磯山委員さん、お願いします。

○磯山信也委員 麻生の磯山でございます。

県の方にちょっとお伺いしたいんですが、県の指導のもとに麻生、北浦、玉造、調整方針で異議なしで進んでいる部分もありますけれども、この産みの苦しみを今盛んにしている部分もあるわけですよ。

今、県の機関で、この麻生、玉造、北浦の部分で、保健所、それから土木事務所と、管轄が違うわけですね。県もこの麻生町、玉造町、北浦町、早く合併しろよというようなことを指導しているわけですが、県の方ではその辺はどういう対応しているんですか、今。ちょっとお願いします。

○横山会長 お願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理） 県の方も総合事務所だけでなく、例えば土木事務所、保健所、土地改良事務所、その他もろもろがございますけれども、これのいわゆる管轄という部分だと思います。

ご指摘の部分につきましては、例えば3つが一緒になったときに、1つのところが鉾田がみていて、2つのところが例えば潮来がみていた。一緒になったときに、同じ市でありながら鉾田と潮来に分かれるのかというようなご質問だろうと思いますが、これは分かれな方向で調整をするということで、今、4月からなんですが、合併の特別委員会というのが県議会の中で発足しておりまして、第一弾としましては、9月の県議会の中で、特に一番早い部分が常陸大宮さんとか、それから日立市さん、それから後は常陸太田市さんというのが、

これ12月前までに合併しちゃうんですね。それに見合う分を9月の県議会の中でその管轄区域について暫定の処理をするという方向になっております。

さらに12月の段階で、第二弾としまして、17年3月までに合併する市町村さん、数たくさんございますが、ここの部分に対しての区割りを変更するという段取りになっております。

ある意味では、特に大宮さんあたりからは、10月16日に合併なのに、県の管轄が9月ごろわかったのでは遅いと、もうちょっと早くならないのかというご指摘はいただいているんですが、これ組織条例の改正を伴いますので、9月でご勘弁をということをおっしゃっております。

ですから、皆さん方のこの地域につきましては、基本的に12月の段階で、その扱いをどうするのかというのが明確になるのかなと、こう思っております。

○横山会長 よろしいですか。

副会長。

○坂本副会長 それに関して、これは官庁の方でないんですが、NTT、電話ですが。合併しましたら、玉造は石岡管内なんですよ。小川方面が同じ回線でありましたので、同じ市になって市外局番を回さなくちゃならないというご指摘もいただいたと、町民からですね。そういう形で、NTTに話ししましたら、何かすぐには、スイッチ一つでできるような問題ではなくて2年以上かかるとか言われたものですから、そういう面でも対応を県の方の指導でやっていただきたいなというか。北浦へも市外局番で回さなくちゃならないものですか。

○横山会長 じゃ、お願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理） ただいまのご指摘なんですが、今現在、茨城県内で22カ所でこのような法定協議会を持っているわけなんです。このうち9つの地域でやはり市外局番が違っているんです。極端な例でいきますと、本当に県を越えて宇都宮局に入っているような、古河の方はあるんですね。小山局かな。こういうことで、私どもとしましては、まず県内ということで、NTTの茨城支店の方と調整をしております、何とか一本化してくれというお話をしています。

さらに、6月14日だったと思いますが、国の方なんですが、関東、、これはちょっと名称忘れちゃけれども、要するに昔の運輸省関係の通信の方の部分なんです。これにもお願いしております。そのときの話ですと、やはり1年半から2年ぐらいかかるというのがお話なんです。

1つだけ、今、坂本副会長さんからあったんですが、例えばの話をしますと、日立と十王さん、ちょっとイメージ皆さんお持ちだと思いますが、北の方の日立市と十王が今度合併調印が終わったわけなんですけれども、いいですよということになったんですが、十王さんは高萩局なんですよ。ですから、十王さんとすれば、高萩市と北茨城市というのは同じ局内でかけているんです。ご親戚も結構多いんですよ。ところが今度日立局にしましょうよというご要望で今その作業をしているんですが、今度日立市としては市内局番で1分間幾ら幾らということなんです。高萩にかけるときには料金が上がるんですよ。そうすると、地元の方がこぞって、

例えば日立の方に親戚が多いから、毎回のようにかけるから、安くなるよというふうな見方と、今までは向こうの方が安かった、多く親戚がいたのに、値段が上がるという、NTTが嫌がるのはここなんです。地元のご了解を得た上でやったのに、今度やってみたら、NTTが何で値を上げたんだと。これだけは絶対そういうことが地元からないように調整を図った上で要望を出してくれというのがNTTの言い方なんです。ですから、ここの部分は、回線の数とか、非常に値段が本当に変わる場合がありますので、ところどころの状況によって計算しませんと、その情報を出した上でどうするのかというのをご検討いただければと、こう思っております。

これはNTT側の言い方になってしまいましたけれども、そういう部分があるというのもご承知おきをいただきたいと思います。

○坂本副会長 これに関して、行政同士での支所と本所での市外局番で回すなんていうのはどうかと思うんですが、やはり親戚関係は麻生、北浦でも決して石岡の方に負けないかと思うんですが、そういう関係で、できればやはり市内局番を皆さん全員が要望というかこういう形で、ここで協議していただいてもいいと思うんですが、課題としています。よろしく。

○横山会長 それでは、橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 県の方にお尋ねしたいと思うんですが、国からの問題はさておいて、県から、町村合併についての合併一時金、これは当然出ると思っていたんですが、その合併一時金が分割払いになるというような話がある。行方3町が合併する場合、この合併一時金というのはいつ、どれだけの額がどのような方法で受けられるのか。

○横山会長 お願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理） 合併一時金という言葉ではないと、きっと橋詰委員さんのおっしゃっているのは合併特例交付金という部分だろうと思います。1市町村2億5,000万円の、こっちで言うと3町ですので7億5,000万円。それからあとは10億円事業という部分ですね。

非常に今、ご指摘がありましたようにその分割払いどうだというのはちょっと私ども、具体的には聞いてはいないんですが、県の財政が厳しいということで、きっとそういうこともあり得るんじゃないだろうかというお話が伝播されているのかなと、こう思っておりますが、そういう意味では、確かに厳しいことは厳しいですね。

ただ、具体的に、じゃ2億5,000万円の3倍の7億5,000万円を何にいつごろ、どの程度使うのかというのが具体的にこちらから、上がってきた段階でその問題についてはお答えせざるを得ないのかなと、こう思っておるんですが。

それから、10億円事業につきましても、具体的に何にご使用するのか。これは建設計画の中できっと明確になってくるんだろうと思うんですけれども、こちら辺きょうはご勘弁をいただければと思います。

○横山会長 大分話の方も活発になってまいったわけでありましてけれども、ほかに何か、せっかくですから。

ありますか。

羽生委員さん、お願いします。

○羽生委員 麻生の羽生でございます。

非常に和やかな顔が出たり、真剣になったりと、これは議論ですからもちろんいいと思うんですけども、先ほどから継続になっておりましたこの新市の位置の問題、これはやはり、これだけの県の皆さん方も、あるいは新聞記者の人は帰っちゃったみたいだけれども、これだけ大勢の人が、皆さんいいアイデアを持った人がいて綱引きになっている。非常に残念ではなかろうかなと思うんですけども、これは要望として、6者会議で、非常に議長さん、町長さん方に申しわけないんですけども、答弁の場が非常にここで見ていると少ないのかなということで、議長さん方に怒られる可能性もありますかもしれませんけれども、要望として、次回かその次あたりまでには6者会議を開いていただいて、何かいいたたき台をつくって、そしてこの会議に発言をいただければありがたいのかなというふうに、我々も何回も来てもやはり綱引き状態になって、今のこの話を聞いていると、やはり合併の先の質問のようなのも若干交えてきている分野も、私個人的には聞こえてくるころもありますもので、できれば、私要望としては、この次かこの次あたりまでに、遅くも期日内にやるというようなもので我々も考えていますし、恐らく3町の町民の皆さん方も期日内にはできるんだろうというような考えも少なくとも思っていると思うんですよ。ですから、そこらを私はできればお願いしたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○横山会長 そうですね、今まで委員の皆さんが真剣に各町の代表者として議論をしていただいているということでもありますけれども、なかなか光が見えてこないと、継続協議に関してはですね。したがって、羽生委員さんの方から提案がありましたけれども、私ども3人の町長、そして3人の議長がおります。まだそのことについて、腹を割ったその議論はしておりません。やはりこの6者会談ですか、これも今はっと気がついたんですね、私も。これはやらなくちゃいけないのかなということで、ひとつ提案をして、6人でいろいろな、決めるというわけにはいきませんが、方向性を見出せばいいのかなということで、ひとつ必ず近いうちに実現をさせたいというふうに思いますので、大変な貴重なアドバイスをいただきましてありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

埴委員さん、お願いします。

○埴委員 埴です。

今の話なんですけれども、実際この合併というのは、最初の話だと22カ月かかるというような話であったものですから、玉造町としては、入って6カ月ぐらいの期間で3回ぐらいの継続審議で、次にと言われても、なかなかそうはいかないのかなというふうに思っております。そういった中で、経過措置等も十分考えながら、もっともっと議論した方がいいのかなというふうには思っております。

そういう意味では、麻生、北浦2町でやったときも、6回ぐらいかかって、やっと決まったというようなこ

とも聞いておりますので、3町で、玉造町が入った関係上、なかなか難しいのかなと思いますので、3回か4回で、6者会談で決めようと、例えば6者で決まるならば、もうとっくに決まっていると思います。そういう意味では、もっともっと協議した中でやっていった方がいいのかなというふうには思います。もうちょっと時間が欲しいのかなというようなことが玉造の考え方でございます。

○横山会長 埴委員さんのお言葉も重々わかります。しかしながら、これは時間を安易に費やせる場ではございません。今、月に2回のペースで法定協議会を開催いたしているわけでありまして、ひとついろいろな、先の状況等々も時間の制約もございます。したがって、本当に真剣に皆さんと一緒に協議をして、そして、決して3町が綱引きでなく、このいろいろな相手を思いやるような状況の中で議論をしていくということが一番大事になるんじゃないかなろうかというように思います。

したがって、この6人で決めるという意味では決してございません。方向性をどのような状況で打ち出せるか、一つの議論の場として、我々もただ皆さんの意見を聞いているばかりではなく、これは真剣に話し合わなくちゃいけないのかなと。ますます、だんだんこの議論をしながら明るい見通しになるか、溝が深くなっていったら大変な問題になりますから、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

埴委員さんのお言葉も重々わかります。ひとつよろしく願います。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでございますので、議題につきましては以上でございます。

それでは、きょうは県会の先生方、2人とも欠席でございます。

長時間にわたりましてご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

進行役を事務局に返したいと思います。

○羽生事務局長 ありがとうございました。

それでは、坂本副会長より閉会のごあいさつをお願いいたします。

○坂本副会長 本日は、真夏を思わせるような高温の中、長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。

これにて第6回行方郡合併協議会を閉じさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(閉会16:07)